

STOP雪出し!

道路上への雪出しは、除排雪作業の支障となるだけでなく、交通事故や消防・救急活動の妨げにもなるため、絶対に行わないでください。



敷地内からの雪出し



除雪で寄せられた雪の不適切な置き換え



○ 適切

① 間口の雪を道路脇に移動
② 間口の雪を敷地内に移動

× 不適切

③ 間口の雪を道路に出す

敷地内の雪を道路上に出す行為は 法律で禁止されています

道路法（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、おそれその他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。
(罰則：一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金)

道路交通法（禁止行為）

第七十六条

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

(罰則：三月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金)

4 何人も、次の各号に掲げる行為を、してはならない。

(罰則：五万円以下の罰金)

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

秋田県道路交通法施行細則（道路における禁止行為）

第十二条 法第七十六条第4項第7号の規定による公安委員会が定める行為は、次に掲げるものとする。

(2) 交通の妨害となるような方法で、泥土、汚水、ごみ、くず等をみだりに道路にまき、又は捨てること。



秋田市役所